対策委員会の設置を見るに至つた。
そして、各地に於ては、盛に陳情、示威運動、演説会等に依つて輿論を喚起し、失業者大会を催し、失業者団體組織に努めた。
殊に、経営者労働団体の地方的結合機関を有せざる関西各地に於ては、之れが機会となつて、各種の共同闘争が行はれ、大阪の如きは「失業対策協議会」その他を通じて、今日在る如き労働組合協議会の成立を見たことは、多大なる効果と言はねばならぬ。
然し一方に於ては、失業反対運動に、頑強なる政府は、直ちに懐柔と瞞着の政策を以て、労働者の失業反対運動を分裂せしめんとした。
前者の一例としては、地方起債に依る土木事業を起し、失業者を救済すると言ふ名目であり、後者の一例は、大阪に於て知事自ら会長となり、多数の資本家、役人へ少数の労働組合幹部を加へた「大阪府失業防止委員会」を設置した事などである。
後者に対しては、最初野田委員長の参加を求められたに対し、第八回中央常任委員会は之れを否認して、野田委員長は態度を声明した理由書を発して参加した。然るに其の後関東地方評議会及関東金属労働組合より、責問又は絶対反対の意見書を送達せられた。其後、第十回及第十一回の二回に渉る中央常任委員会では、慎重に再審議を為した結果、斯る政府の一行政機関に、評議会より代表者を出すことは、本評議会本来の精神にもとる事を認め、又野田委員長は自ら進んで、斯る瞞策を暴露する事を主張され、中央委員会は野田委員長が斯る機関から一切手を引くべきを決議した。政策、其他、各団体とも政党組織運動、悪法案反対運動等に入り何時も時期を失はれて、失業反対運動それ自身は、最らか、非活動的と成つてゐる。
其の外、第十回中央常任委員会で決議した、関東地方評議会よりの建議である失業反対全国委員会の設置提唱は、刑法、労働法制反対運動の全国委員会設置提唱と共に、無産政党樹立運動の変化に干聯して実現を見るに至らなかつた。

労働組合其他悪法反対運動

昨年八月頃政府は、労働組合法、労働争議調停法を第五十一議会に上程するに先ち、内務省社会局原案なるものを発表した。
争議調停法に対しては、何れの団体も概ね反対の意志を表示したが、組合法はその原案なるものが比較的進歩的なりし為、労働団体中一部のものは、之